

中途採用等支援助成金

中途採用拡大コース



令和5年
4月1日
制度改正!!

企業が、中途採用者の雇用管理制度の整備を行った上で、
中途採用者の採用を拡大した場合に助成されます。

助成額

中途採用者の雇用管理制度を整備し中途採用の拡大(Ⓐ 中途採用率の拡大、Ⓑ 45歳以上の中途採用率の拡大)を図った事業主に対して助成します。

実施区分		助成額
A 中途採用率の拡大	中途採用率 (中途採用率拡大目標値) 20ポイント以上 向上させた場合	1事業所あたり 50万円
B 45歳以上の方の初採用	以下のすべてを 満たす事業主	1事業所あたり 100万円

- 中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた
- うち、45歳以上の労働者で10ポイント(45歳以上中途採用率拡大目標値)以上上昇させた
- 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

対象となる労働者

- ① 申請事業主に中途採用(※1)により雇入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇入れられた
- ③ **期間の定めのない労働者**(パートタイムを除く ※2)として雇入れられた
- ④ 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験がない
- ⑥ **雇入れ時の年齢が45歳以上である(「B:45歳以上の中途採用率の拡大」のみ)**

※1 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇入れ以外も対象となります。

※2 パートタイムとは「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」を指します。

申請の流れ

いずれも要件を満たした場合に支給されます。

